


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	田代 雄己			
件名	東大和市事務改善提案制度規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>事務提案については、本規程（昭和56年4月1日制定）と、本規程の補完として制定された「東大和市1課1事務改善提案運動実施要領」にて実施しているところである。</p> <p>事務提案の効率化を図るとともに、本規程の現状に即した見直しに伴い、一部改正するものである。なお、一部改正にあたり同要領を統合する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 課単位での提案規定の追加 ② 過去に提案された内容と同一又は類似したものや提案者の所属する課の事務に係る提案について、提案要件から除く等を明確化 ③ 人事考課や褒賞規定を削除、表彰に関する規定の追加。 ④ その他文言の整理 <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 提案要件が明確化される。また、個人、グループ以外にも、課からの随時提案ができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>・文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>「1課1事務改善」という視点で毎年6月に実施していた提案運動は引き続き期間を定めて実施する。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。